

十和田市立三本木小学校

文化部活動の方針

令和3年3月

目 次

○ 「文化部活動の方針」策定の趣旨	…	1
○ 本方針策定の目的	…	2
1 適切な運営のための体制整備	…	2～3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	…	3～4
3 適切な休養日等の設定	…	4
4 児童のニーズを踏まえた環境の整備	…	5
5 学校単位で参加する大会等の見直し	…	5

○ 「文化部活動の方針」策定の趣旨

本方針は、「十和田市文化部活動の方針」(令和2年10月 十和田市教育委員会)に則り、本校の実情を踏まえ策定する。

本校における文化部活動は、本校の教育活動の一環として、文化部活動の指導者（顧問及び外部指導者等）の指導の下、芸術文化等に興味・関心のある同好の児童が参加して行われている。技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や児童と教師等との好ましい人間関係が構築され、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。

本校の文化部活動は、長年にわたる顧問や外部指導者等の指導にかける情熱と献身的な取組により、児童の技能等の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、集団への参画意識や社会性の向上など、豊かな人間性を育む基礎を担っている。

また、芸術文化分野で活動している本校卒業生及び関係者などは、児童の「志・希望・夢の実現」のためのよき道標となっているとともに、本市には芸術文化に関連した施設が整備されており、児童が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤づくりができる環境にもなっている。

しかし、文化部活動には、本来の活動に加え、週休日等に地域や関係団体などからの要請により地域行事や催し等に参加することによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなったりする場合もある。長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があり、児童のバランスのとれた生活や成長に配慮するとともに、指導する教職員多忙化等の課題も指摘されていることから、一定の休養をとりながら進められるべきものである。

本方針を踏まえ、文化部活動の指導・運営に関する体制が構築され、児童のバランスのとれた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされることを目指す。

なお、本方針は隨時見直しを図り、必要に応じて改訂していくものとする。

○ 本方針策定の目的

- (1) 文化部活動を通して、知・徳・体・意の調和のとれた人間性豊かな児童を育てるのこと。
- (2) 文化部活動を通して、児童が生涯にわたって芸術文化に親しむ豊かな心を育成すること。
- (3) 文化部活動を通して、児童の創造性の涵養を目指すとともに、児童のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- (4) 文化部活動が児童の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。
- (5) 学校全体として、望ましい文化部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員がより児童に向き合えるとともに、より適切なワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 文化部活動の方針の策定等

ア 活動方針の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 活動計画及び活動実績の作成

文化部顧問は、十和田市教育委員会の示す様式又は同じ要件を満たす様式により、年間の活動計画（参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 方針及び計画等の公表

校長は、上記ア・イの活動方針、活動計画等を参観日での説明や学校通信への掲載等により公表する。

- (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 文化部の適正な数の設置

校長は、児童や教職員の数を踏まえ、指導内容の充実、児童の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の児童数の推移や地域の実情等を踏まえ、児童、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた

取組を推進する。

イ 文化部顧問の決定

校長は、文化部顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 活動内容や状況等の把握

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、文化部の活動内容を把握し、児童が安全に活動を行い、文化部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 外部指導者の任用と指導状況・内容の把握

校長は、文化部顧問による指導のみでは活動目的の達成が困難と判断される場合、外部指導者を任用することができる。外部指導者の任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童の発達の段階に応じた指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童の人格を傷付ける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において確認を行う。

オ 活動方針及び活動計画等の共通理解

校長は、必要に応じて自校の文化部活動の活動方針及び活動計画等について、教職員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（文化部活動連絡会等）を設定する。

カ 文化部顧問の業務改善及び勤務時間管理等

校長は、教職員の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 文化部活動の実施に当たっては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁）及び「防災・安全の手引」（平成 26 年 3

月 青森県教育委員会)に則り、児童の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 文化部活動の指導者は、児童のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が児童の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、指導を行うことに努める。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

エ 児童が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設ける。

オ 1日の活動時間は、平日、週末とともに長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日及び活動時間等の設定等

校長は、本方針に則り、文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、文化部の活動内容及び文化部活動顧問の時間外労働の状況を把握し、適宜、指導・是正を行う等、運用の徹底を図る。

なお、休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4 児童のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 児童のニーズに応じた芸術文化等の活動の推進

ア 児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりの推進

指導者は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ態度を培うとともに、健全な心身を育み、よりよい人間形成を図るための文化部活動の観点に加え、少子化に伴う統廃合等により、地域によっては児童が芸術文化等の活動に親しむ機会そのものが失われていく可能性を鑑み、誰でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする活動等、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを推進する。

イ 地域の実情を踏まえた取組等の検討

校長は、児童数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、拠点となる学校の文化部活動に複数校の児童が参加する等の合同部活動等の取組や、小中連携の観点から学区内の中学校文化部活動との合同練習等の取組について検討する。

(2) 地域との連携等

ア 文化部活動連絡会等の組織づくり及び運営等の整備

校長は、教職員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（文化部活動連絡会等）を活用するなど、文化部活動の組織づくりや運営等の整備に努める。

イ 保護者及び地域への働きかけ

校長は、学校と地域・保護者が共に児童の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と地域の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、文化部が参加する大会や地域の行事等の全体像を把握し、様々な大会等に参加することが、児童や文化部活動の指導者の過度な負担とならないことを考慮した上で、参加する大会等を精査する。